

(1) 登録審査の状況

| 審査月日     | 開催場所 | 審査委員   | 登録件数   | 備考   |
|----------|------|--------|--------|------|
| 40. 4 30 | 福島市  | 平原委員   | 1      | (臨時) |
| 5. 20    | 会津若松 | 平原・鈴木  | 402    |      |
| 6 1      | 郡山市  | 青木・野木村 | 285    |      |
| 7 1      | 平市   | 佐藤・平原  | 227    |      |
| 8 10     | 原町市  | 平原・鈴木  | 269    |      |
| 9 11     | 福島市  | 野木村・平原 | 507    |      |
| 11 8     | 坂下町  | 平原・鈴木  | } 455  |      |
| 11 9     | 喜多方市 | 野木村・平原 |        |      |
| 12. 0    | 二本松市 | 平原・野木村 | 130    |      |
|          |      | 計      | 2,276件 |      |

- (2) 再交付件数 63件  
 (3) 所有者変更届出件数 2,700件

## 第8節 新生活運動

### 1 村(町)づくり運動

(1) 実践地区交流活動の促進

これまでの指定地区などのなかから、外部からの助成の有無などにかかわらず、積極的にこの運動を続けている地区あるいは自主的にこの運動を行なっている地域などをえらび、相互の交流提携によってその意欲を結び、個々の地区の活動をますます活発にすることを目的としている。

① 地区活動研究集会の開催

この集会は、地区交流の主たる機会として考えられるものであり、少くとも年間2～3回積み重ね、その過程で真に意欲的な活動地区の相互交流提携の実をあげようとするものである。

② 泊りあい集会

運動の連帯感をたかめ、かつ地域への拡大をはかるために実践地区の間において泊りあい集会を行なう。

③ 調査・研究活動等の共同作業

とくに共通の課題(たとえば農業構造改善、新産都市建設、青少年問題等)を有する地区にあっては、共同の調査、研究活動あるいは対策についての共同作業あるいは共同行動等も行なう。

(2) 交流活動連絡世話人の委嘱

実践地区相互の交流をはかるためには、意欲的な有志活動家の積極的な仲介あっせん等の活動が必要である。その活動を担当するため、各実践地区に1名あて「連絡世話人」を委嘱するものである。

(実践地区名) 安達郡東和町、岩瀬郡鏡石町、耶麻郡熱塩加納村、西白河郡表郷村、石城郡四倉町

### 2 職場を明るくする運動

企業体における新生活運動は、職場を明るくする運動として推進する。その推進体制を整備、強化し、拠点活動を重点として、積極的な推進をはかる。

- (1) 企業体推進組織活動(企業体県推進委員会の設置)  
 企業体および企業体関係団体と緊密な提携をはか

り、企業体へこの運動をより積極的、組織的に推進するために、企業体新生活運動県推進委員会の設置と、その活動の強化をはかる。

(2) 推進事業場の育成

実践活動に取り組んでいるところ、あるいはこれから取り組む意欲のある事業場を設定し、漸次自主的な組織化をめざしていく。

(3) 企業体指導者研修会

職場を明るくする運動を推進するために、経営者、担当者、労組へ趣旨の徹底、理解をはかり、それぞれの職場で自主的な実践活動を活発化することをねらいとして、年2～3回行なう。

推進事業場名

| 事業場名        | 所在地 | 代表者   |
|-------------|-----|-------|
| 日東紡績(株)郡山工場 | 郡山市 | 小原謙一  |
| 紅丸商事株式会社    | "   | 大高善兵衛 |
| 日本全業工業(株)   | "   | 福井貞一  |
| (株)福島製作所    | 福島市 | 吉田利民  |
| 協二工業株式会社    | "   | 浅間久雄  |

## 3 国土美運動

(1) 国土美運動推進委員会の設置、運営

県協議会に、関係団体、学識経験者、関係行政参与などによって、国土美県推進委員会を設置し、この機関を通して国土美運動の全県の波及浸透をはかるとともに、関係機関団体との連絡調整など、この運動の推進中核体として、総合的推進にあたるものである。

(2) 推進活動

県段階において、国土美運動推進委員会などの意向のもとに、全県の運動推進のためのデモンストレーション、大会、研究集会を行なうなど広域的、あるいは重点的な活動をもとに県民への国土美運動の浸透をはかる。

(3) 市国土美推進委員会の設置、運営

人口10万以上の3市(福島市、郡山市、会津若松市)に、関係団体、学識経験者関係行政参与などによって、市国土美運動推進委員会を設置し、これを推進中核体として、全市的に国土美運動(市民運動)の推進にあたる。

なお、市国土美推進委員会に対しては若干の委託金を交付している。

- 福島市 市内中町杉妻町をモデル地区としてゴミ処理、下水清掃など環境美化に努力している。
- 会津若松市 市婦人会を中心として観光会津を目標とし、鶴ヶ城その他公園地の清掃美化、花いっぱい運動など活発な実践活動を進めている。
- 郡山市 まちをきれいにする会を以前より結成して、各部門ごとに専門部会を設け、全市的運動を進めている。

(4) 公衆道徳高揚運動

(旅の新生活運動)

8月および12月に各10日間、旅の新生活運動旬間